

無限責任中間法人たかつき環境市民会議 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、無限責任中間法人たかつき環境市民会議（以下、「当法人」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府高槻市出丸町2番30号に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、高槻市環境基本計画に基づいて、市民、事業者、行政が協働し、「地球環境にやさしいエコシティたかつき」の実現に寄与するために設置した「たかつき環境市民会議」の運営に必要な、次に掲げる社会的・法的行為を行う。

- (1)たかつき環境市民会議運営会の事務局として必要な事務
- (2)たかつき環境市民会議運営会及び当法人の財産の管理
- (3)たかつき環境市民会議運営会及び当法人の会計事務
- (4)たかつき環境市民会議会員の名簿管理
- (5)たかつき環境市民会議及び当法人の運営上必要な保険等契約の締結
- (6)業務の受託
- (7)その他当法人の事業の推進に必要な事務

(定義)

第4条 この定款における用語は以下の通り定義する。

- (1)たかつき環境市民会議（以下、「市民会議」という。）
会員登録した個人や団体、環境活動グループ、たかつき環境市民会議運営会、及び無限責任中間法人たかつき環境市民会議、それぞれ個人、団体の総体を示す。
- (2)たかつき環境市民会議運営会（以下、「運営会」という。）
市民会議を運営する組織である。
- (3)無限責任中間法人たかつき環境市民会議
市民会議を社会的・法的に代表する組織である。
- (4)環境活動グループ（以下、「活動グループ」という。）
市民会議に登録した会員が集まって、環境に関する特定のテーマで活動するための集まりである。

第2章 社 員

(社員の氏名及び住所)

第5条 当法人の社員は、運営会の役員が就任する。

2 当法人の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(中略)

(社員法人間の取引)

第6条 当法人の社員は、他の社員の過半数の決議があったときに限り、自己又は第三者のために法人と取引することができる。

(新加入社員の責任)

第7条 当法人の成立後、加入した社員は、その加入前に生じた当法人の債務についても責任を

負うものとする。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第3章 業務の執行及び法人の代表

(業務の執行)

第9条 当法人の業務は、総社員の同意のもと、社員がこれをつかさどる。

(報酬)

第10条 社員の報酬は、総社員の同意をもって別にこれを定める。

(代表社員)

第11条 当法人を代表すべき社員は、総社員の同意をもって、社員中より1名を選出し、この者のみが法人を代表することができる。

第4章 社員の入社及び退社

(入社)

第12条 当法人は、総社員の同意がなければ、新たに社員を入社させることはできない。

(退社)

第13条 やむを得ない事由のあるときは、社員はいつでも退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

(1) 総社員の同意

(2) 死亡

(3) 破産

(4) 後見開始の審判を受けたこと。

(5) 除名

(除名)

第14条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、総社員の同意をもって、その社員を除名することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第15条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類の承認)

第16条 社員は、毎事業年度の終りにおいて、次に掲げる書類を各社員に提出して、その承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 事業報告書

(4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

第6章 解 散

(解散の事由)

第17条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 法人の合併
- (3) 社員が1人になったとき
- (4) 法人の破産
- (5) 解散を命ずる判決

(合 併)

第18条 当法人を合併するには、総社員の同意がなければならない。

第7章 清 算

(清算方法)

第19条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、中間法人法の規定により、社員又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第20条 当法人の残余財産の帰属は、総社員の同意によりこれを定める。

第8章 附 則

(その他)

第21条 この定款の改廃については、総社員の同意の上、運営会の承認を得なければならない。

2 当法人の設立、解散、合併については、運営会の承認を得なければならない。

3 当法人の事業計画及び予算、事業状況報告及び決算については、運営会の承認を得なければならない。

4 当法人は、運営会から請求あるときは、すみやかに、中間法人の業務及び財産の状況について報告しなければならない。

第22条 この定款に規定のない事項は、すべて別に定める「たかつき環境市民会議規約」のほか、中間法人法その他の法令によるものとする。

以上、無限責任中間法人たかつき環境市民会議を設立するため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成17年5月2日

(以下略)